

令和3年7月15日

鳥取市民体育館再整備事業に関する支援決定について

株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」といいます。）は、鳥取市民体育館再整備事業（以下「本事業」といいます。）に関して特定選定事業等支援を実施するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第54条第1項により、対象となる事業者及び当該特定選定事業等支援の内容について、以下の通り決定しました。

1. 本事業の概要について

鳥取市民体育館は昭和48年に建設されて以来、小中高生のスポーツ大会、県大会、市民体育祭、姫路市との姉妹都市交歓大会等、年間に10万人以上の市民が利用する鳥取市のスポーツ推進の拠点施設であり、災害発生時の避難所としても重要な役割を担っています。一方で、建設から40年以上が経過し、老朽化（雨漏り、躯体の劣化、水道管の漏水等）と耐震化が喫緊の課題となっており、付帯設備も古く、多様化する市民ニーズに応えられない、ユニバーサルデザインに対応できていない等の課題も有しています。

本事業は、このような状況を踏まえ、民間活力やノウハウを活用することで、鳥取市民体育館の再整備及び再整備後の維持管理・運営を効果的・効率的に行うとともに、ソフト・ハードの両面において鳥取市民体育館の魅力をさらに向上させることを目的として、PFI方式により実施するものです。

2. 対象事業者について

対象事業者名：PFI鳥取市民体育館株式会社

※PFI鳥取市民体育館株式会社は、本事業実施のために、株式会社合人社計画研究所（代表企業、本社所在地：広島市中区）、株式会社安藤・間（本社所在地：東京都港区）、美津濃株式会社（本社所在地：大阪市住之江区）、ミズノスポーツサービス株式会社（本社所在地：大阪市住之江区）、株式会社藤原組（本社所在地：鳥取県鳥取市）、こおげ建設株式会社（本社所在地：鳥取県八頭郡八頭町）、有限会社アーキテック（本社所在地：鳥取県鳥取市）の出資により設立された特別目的会社です。

3. 特定選定事業等支援の内容について

機構は、対象事業者に対して融資による特定選定事業等支援を実施する予定です。

以上